

金山町立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月
金山町教育委員会

目次

1	計画の趣旨・現状	3
2	目標	4
3	計画の期間	4
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	5
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	8

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

金山町で働く教職員の時間外在校時間等時間、教育職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を定め、教育職員の業務量・健康確保の適切な管理を行うもの

(2) 金山町の現状

- 金山町では、平成31年に「働き方改革取組方針」を策定し、教職員の時間外在校等時間を年間360時間以内、月45時間以内として目標を定め、超過勤務の縮減と子どもと向き合う時間の確保を目指して取り組んできた。
- これまでの取組として、勤務時間管理システムを導入し、勤務時間管理の徹底を図った他、業務の適正化や出勤簿の押印廃止、校務支援システムや、校内電話の時間外電話受信システム、職員の校内連絡システム等の導入等様々な取組を実施した。
- こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月24.4時間	5.4%	0.0%
中学校	月30.0時間	17.3%	3.0%

- 時間外在校時間等が45時間を上回る割合が小学校5.4%中学校17.3%となっている。特に、中学校部活動の指導等の業務の負担が大きくなっており、部活動の休養日の完全実施、外部指導者の活用、地域展開等を今一層図ることによって、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。
- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき計画を策定するものである。

2 目 標

○ 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- ・ 1年間における1か月時間外在校時間の平均時間を25時間程度にする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【括弧内は令和6年度の数値】

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を16日以上にする
【小15.2日・中15.9日】
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%まで減少させる
【小11.1%・中7.7% 業界平均13.4%】
- ・ ストレスチェックにおける健康リスクの値を90以下とする
【小72・中91 業界平均98】
- ・ ストレスチェックにおける働きがいなどに関する質問項目への肯定的な回答の割合を60%にする
【小57.1%・中56.8% 業界平均50.6%】

3 計画の期間

令和8年度～令和10年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

- ① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動
 - ・ 保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
 - ・ 各地域の実情やスクールバス運行状況を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。
- ② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
 - ・ 放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは行わないこととする。
 - ・ 学校警察連絡協議会において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- ③ 学校徴収金の徴収・管理
 - ・ 学校徴収金の完全公会計化を進める。
- ④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
 - ・ 地域学校協働活動の実施状況等に応じ、教委内のCSディレクターが中心となっていくものとする。その際、児童生徒の地域行事等への参加に伴う連絡調整についても、CSディレクターが中心となっていく。この場合において、CSディレクターと学校との連絡調整については、特定の職員に責任や負担が集中しないよう、教職員間の適切な役割分担を行うものとする。
- ⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
 - ・ 保護者に対して、相談窓口の周知徹底を図るとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を検討すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ⑥ 調査・統計等への回答
 - ・ クラウド型グループウェアシステムの機能等を活用することや、町教委で完結するような調査は学校に依頼しないことによって、町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- ⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの更新・管理
 - ・ 当該業務を学校において行う場合は、事務職員・事務員が積極的に参画しつつ、必要に応じてICT支援員を活用する。

- ⑧ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
 - ・ 教育委員会と連携を図りながら、事務職員及びICT支援員が中心となって行いつつ、状況に応じ、民間事業者へ委託する。
- ⑨ 体育館やプール等の施設・設備の管理
 - ・ 学校プールの管理については、教委（事務員・業務員）と連携する。
 - ・ 体育館の地域開放施設の管理業務については、事務手続き等を教委で行い学校の負担軽減を促進する。
- ⑩ 校舎の開錠・施錠
 - ・ 機械警備やデジタル技術で当該業務の効率化を図る設備の導入、職員間の役割分担を見直し、教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備する。
- ⑪ 児童生徒の休み時間における安全への配慮
 - ・ 休み時間の時間帯に応じた安全点検等の必要措置を予め行った上で、学級担任等の特定の教師のみが対応するのではなく、町支援員等の輪番等による負担軽減を促進する。
- ⑫ 校内清掃
 - ・ 学級担任等の教育職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、校内清掃の実施回数や範囲の合理化、町支援員等の輪番等による負担軽減を促進する。
- ⑬ 部活動
 - ・ スポーツ庁及び文化庁が別に定めるところにより、部活動の地域展開・地域連携を推進する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ⑭ 給食の時間における対応
 - ・ 給食時に特別活動として行う食に関する指導については、栄養教諭又は学級担任等が実施する。
 - ・ 給食時における児童生徒の見守りについては、児童生徒の発達の段階や実態を踏まえつつ、学級担任のみならず教職員等による緊急時に備えた組織的な体制を構築した上で、実施する。
- ⑮ 授業準備
 - ・ 授業準備や採点作業等を補助するスクール・サポート・スタッフを積極的に配置するとともに、デジタル技術の活用を促進する。
- ⑯ 学習評価や成績処理
 - ・ 校務支援システムの機能やAIドリル、自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- ⑰ 学校行事の準備・運営
 - ・ 修学旅行その他の学校行事に係る関係機関との日程調整、物品の準備等業務に

ついて、教師と事務職員及び町支援員等の支援スタッフとの協働を促進するとともに、必要に応じ他の方法も検討する。

⑱ 進路指導の準備

- ・ 生徒の卒業後の就職先に関する情報収集等について、教師と事務職員等の支援スタッフや、自治体等における就職に関する専門人材との協働を促進する。

⑲ 特別な支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・ 児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員、医療若しくは福祉に関する専門人材等による効果的な支援が期待される業務について、これらの人材と教師の協働を促進する。特に、不登校児童生徒への対応にあっては、ホワイトボードミーティング等の効果的な支援を促進する。
- ・ 町役場健康福祉課等の関係機関に対して、これらに必要な体制の確保に積極的に参画するよう促す。

(2) 学校における措置の推進

ア 各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1086単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

イ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

ウ デジタル技術の活用により、職員間における情報共有のデジタル化やサービス管理などの校務を効率化する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

ア 1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。

イ 終業から始業までに11時間を目安とする勤務間インターバル(休息时间)の確保に取り組む。

ウ ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。

エ 心身の健康問題についての相談窓口を設置し、必要に応じて産業医による助言・指導の保健指導を受けるよう促す。

オ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して

取得を促進する。

カ 令和8年度中に、学校における定時退校日を月4回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に5日程度の一斉閉校期間の設定を行う。

キ 早出遅出勤務、テレワークが可能な環境整備を図り、テレワークについて令和8年度中に検討し、実施をめざす。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、定例の教育委員会会議及び総合教育会議において報告する。
- (2) 学校での児童生徒等の支援に専門的な知見を有する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- (3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、出退勤システムで把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- (4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (6) 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。